

(一社) 中部地質調査業協会「災害応急対策組織」の設置及び運営の内規

(一般事項)

第1条 この内規は国土交通省中部地方整備局（以下中部地整と称す）と（一社）中部地質調査業協会（以下中部協会と称す）との間で締結している「災害又は事故における中部地方整備局管内の緊急的な応急対策の支援に関する協定書（平成29年12月4日改定）」（以下協定書と称す）に基づき中部地整から支援の要請があった時、速やかにその要請に対応するために必要な災害応急対策組織およびその運営について定めたものである。

(災害応急対策組織の編成)

第2条 災害応急対策組織は（一社）全国地質調査業協会連合会加盟の内、中部地整の所管する地域の会員すなわち中部協会に所属する会員および（一社）関東地質調査業協会（以下関東協会と称す）に所属する長野県内の会員で組織する。そのため、中部地整から中部協会への要請を円滑に関東協会に伝達し相互協力ができるよう別紙-1「確認書」を締結するものとする。

(災害応急対策本部（以下対策本部と称す）の組織)

第3条 対策本部は中部協会の役員会が担当し、毎年6月末までに更新された「災害応急対策本部組織表」に示す本部長、副本部長、幹事長、副幹事長、幹事、協会事務局長をもって組織する。

対策本部担当役員は2年毎に更新するものとし、中部地整管内に震度6弱以上の地震が発生したときや、それ以下の地震で、中部地整から出動要請があった場合に速やかに立ち上げる。

(防災委員会の役割と組織)

第4条 防災委員会は、協定書に基づく初動要請に対応するとともに対策本部の速やかな立ち上げを支援することを役割とし、中部協会の防災担当副理事長、正副委員長、委員をもって組織する。

(連絡組織および災害時の連絡)

第5条 緊急連絡のために毎年6月末までに更新された「（一社）中部地質調査業協会災害応急対策時連絡系統図」（以下連絡系統図と称す）に示す連絡体制を組織する。なお、地区別正副連絡担当会社は、役員会社、防災委員担当会社および県支部の事情を熟知した会員会社とし、2年毎に更新するものとする。

第6条 中部地整管内に震度6弱以上の地震が発生したときや、中部地整から支援の要請があった時は連絡系統図にそって地区別正副連絡担当を通じて速やかに会員各社に要請の内容を連絡し、ブロック会員の回答を取りまとめ、対策本部に報告して中部地整に提供するものとする。尚、中部地整がテックフォース活動を開始し、中部協会へ出動要請があった場合は、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。また、本協定に基づく支援が長期に亘る場合は、中部地整災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

(支援技術者および調査用資機材の確保)

第7条 会員各社は各県毎に動員可能な土質、地質、地すべり等の技術者と調査用資機材および連絡担当者等について、毎年度6月末までに防災委員会に報告するものとする。なお連絡担当者に変更があった場合はその都度同委員会に報告するものとする。

第8条 防災委員会は必要に応じて動員可能な技術者および調査用資機材について会員各社に最新の情報の提供を求めることができるものとする。

(中部地整への報告)

第9条 防災委員会は毎年度6月末までに災害応急対策組織、連絡系統、動員可能な技術者および調査用資機材の見直しを行いその結果を中部地整に報告するものとするが、個人情報保護のため取り扱いを慎重にし、中部地整、中部協会、関東協会以外への提供は行わないものとする。

(防災訓練の実施)

第10条 防災委員会は第6条を履行するために、動員可能な技術者や各社の連絡先等について常に最新の情報を整備するとともに、連絡系統が十分機能するかを毎年訓練し、確認するものとする。

(会員各社の体制)

第11条 会員各社は協定の趣旨をよく理解し災害時の要請に速やかに対応できるように社内体制の整備に心がけるものとする。

制定 平成10年 2月18日

改定 平成23年 7月12日

改定 平成25年 10月28日

改定 令和3年 6月9日

確 認 書

平成 25 年 3 月 1 日付 国土交通省中部地方整備局と社団法人全国地質調査業協会連合会中部地質調査業協会理事長と締結した「災害又は事故における中部地方整備局管内の緊急的な応急対策の支援に関する協定書」に関して、次のとおり確認する。

1. 中部地質調査業協会包括区域外の長野県南信（天竜川上流河川事務所及び飯田国道事務所）所管地域において、協定に基づく活動を要請された場合には、必要に応じ乙の出動を要請できるものとする。
2. これらの連絡が遅滞なく行われるよう、甲及び乙はそれぞれ連絡体制を表にして保持する。
6. 上記業務が円滑に遂行されるよう、甲及び乙は緊密な連携に努めるものとする。
7. 本確認書に疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。
8. この確認書の期間は、締結日より平成 26 年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出のない時は、この確認書を更に 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

平成 25 年 7 月 17 日

甲 一般社団法人全国地質調査業協会連合会
中部地質調査業協会
理事長 成瀬 文宏



乙 一般社団法人全国地質調査業協会連合会
関東地質調査業協会
理事長 五十嵐 勝

